

# 計画変更チェックリスト

富山県土木部建築住宅課\_220401

下記について、□欄をチェックし、記名の上、完了検査申請書に添付してください。

- 1. 計画変更確認手続が必要となるような変更がありません。
  - ・ 配置の変更
  - ・ 24時間換気の換気扇の能力減
  - ・ 既存建築物の増
  - ・ 上記以外の計画変更確認手続が必要な変更
- 2. 完了検査時に計画変更確認手続が必要となるような変更が確認された場合、完了検査申請を取下げます。

**申請者もしくは代理者名**

---

◆上記の変更は計画変更該当しますので、必ず手続を行ってください。

**計画変更が行われなかった場合、無確認工事等や無確認着工等容認に該当し、建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の処分対象となる場合があります。**

◆計画変更該当するか不明な場合は、事前に各土木センターに確認をお願いします

◆建築物や敷地などの変更が下記の軽微な変更該当しない場合は、計画変更の手続が必要となります。  
(詳しくは建築基準法施行規則第3条の2を参照ください)

◆軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書3面に具体的な内容を記載、もしくは完了検査申請前に申請書等記載事項変更届出書(富山県建築基準法施行規則第27条、様式第20号)を提出ください。

	計画変更を要しない軽微変更(一部省略あり)
1	敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合における道路の幅員の変更および変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m以上(条例で規定する場合にあってはその長さ)である場合における接する部分の長さの変更
2	敷地面積が増加する場合の敷地面積および敷地境界線の変更
3	建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更
4	建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
5	建築面積が減少する場合における建築面積の変更
6	床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(当該変更により建築物の延べ面積が増加するものを除く。)
7	用途の変更(下宿から寄宿舎などの類似の用途相互間におけるものに限る。)
8	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版、横架材(小ばりなどに限る。))の位置の変更(変更部材などに応力度の変更がないか、またはあっても微小な場合であって、変更部材などが建築基準関係規定によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
9	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(建築材料が異なる変更、強度または耐力の減少する変更を除き、同水準以上とする変更に限る。)
10	構造耐力上主要な部分以外であって、屋根ふき材、内装材(天井を除く)、外装材などの材料、構造、位置の変更(同水準以上とする変更などに限る。)
11	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更(材料または構造が同水準以上とする変更に限られ、特定天井の場合は、材料が異なる変更又は強度、耐力の減少する変更を除き、特定天井以外の天井を特定天井とする変更を除く。)
12	建築物の材料または構造において、同水準以上の材料または構造とする変更
13	井戸の位置の変更
14	開口部の位置及び大きさの変更(一部除外規定あり)
15	建築設備の材料、位置、能力の変更(性能が低下する材料の変更、能力が減少する変更を除く。)

※上記に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの。